

盛岡広域振興局長告示第55号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和8年8月21日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

1 居宅介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0311600266	訪問介護事業所 訪問介護 咲の樹	滝沢市大釜大清水334番地 1	令和8年8月31日

2 重度訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0311600266	訪問介護事業所 訪問介護 咲の樹	滝沢市大釜大清水334番地 1	令和8年8月31日